

(前記額面は現に社藏に在りて金文字を以て彫刻せらる。別に紙本にその裏書の寫ありて、第二通の文を記すといへども、轉寫を経たるものにして誤字多し。この原本前半は應其の筆、後半奥院書之までは空照の筆なりしなるべく、而して初め之を額の裏面に刻せんと計畫したるが、遂にその事に及ばざりしもの如し。)

慶長三年 戊戌 紀元二二五八

四月廿一日。前田利家、河北郡森下の紺屋孫十郎に、自今専ら藩用の染色を掌らしむ。

【館紺屋文書】 金澤 二二三五

以上

今度帷子共染させ候處ニ、沙汰限、惣不念を入事不相届候。向後森本(下)こんや一人として、念を入染候而可上候。手傳雜左の事者、惣こんや中として可仕候也。

慶長三年 卯月廿一日 在(前田利家)印

森本こんや まご十郎方

(本文書は原本に據りて從來傳へられたる誤謬を正す。慶長五年五月廿七日の條参照。)

五月七日。前田利家、上野草津温泉に在りて能登各地より見舞を受く。

【新編御系譜需備抄録】 二二三六

草生津見廻として代官所より音信の覺

- 一、銀子貳拾目 熊木村
- 一、拾文め 三井
- 一、五文め しつら
- 一、五文め 宇出津
- 一、三文め 府中

右請取候也。

慶長三年五月七日 在(前田利家)印

【新編御系譜需備抄録】 二二三七

草生津見廻として代官所より音信の覺

一、銀子貳枚到來、請取候也。

慶長三年 五月七日 在(前田利家)印

すゝ郡

○

【七尾町傳書】 二二三八

湯治爲見廻、遠路後藤差越候。殊更銀子二枚到來、悦入候。湯一段相當候事候間、可心易候。尙長兵衛かたより可申候也。

五月九日 在(前田利家)印

(前記第三通宛所なきも七尾町に與へたるものなり。)
五月廿五日。前田利家上野草津より、上杉景勝に、その會津に國替せるを賀す。

【上杉家文書】 二二三九

去廿日之御飛札、今日廿五日越後於荒川參着、令拜見候。如仰今度御暇申上、俄草生津令湯治候。其許御移刻、則使者を以可申入處、湯治取紛不任心慮、延引申候。御仕置等丈夫ニ被仰付御有付候由、近比珍重存候。加州ニ入

馬少休申候て、無程可令上洛候。上方御用之義御座候者可蒙仰候。不可有疎意候。尙自是可申入候。恐々謹言。

慶長三年 五月廿五日 加賀大納言 利家 在判

會津中納言殿

御返報

(上杉景勝の會津着は三月廿四日なり。)

六月二十日。前田利家越中富山より、羽咋郡氣多社宮司に、湯治見舞を謝す。

【氣多神社文書】 羽咋郡 二二四〇

已上

湯治爲見廻飛脚、并祈禱之御被札并看到來。於飛州高原披見候。湯治一段令相當、昨日十九日至富山歸着候。猶期面時候。謹言。

慶長三年 六月廿日 大宮司 利家 在印

櫻井監物承殿